



ふくろうだより

[発行] 豊島区 区民部 高齢者医療年金課

保険料額決定(変更)通知書のお知らせ

お知らせの対象になった方

新たに豊島区の後期高齢者医療制度の被保険者になった方(資格の取得)

- 75歳の誕生日を迎えられた方
- 75歳以上の方で豊島区に転入された方
- 65歳以上の方で一定の障害があり、申請に基づき広域連合に認定された方

資格取得した月分から保険料がかかります。

保険料額が変更になった方

- 所得が変更になった方
- お亡くなりになった方
- 豊島区から転出された等により、被保険者の資格を喪失された方

資格喪失した場合、資格喪失した前月分まで保険料がかかります。

※保険料額の変更にとともに、納付方法が変更になる場合があります。また、変更後の保険料が減額となり還付となる場合には、後日改めて還付通知書を送付します。

保険料の納め方

特別徴収(年金からの引き落とし)

年金受給額(介護保険料が引かれている年金)が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る年金額の2分の1以下の方が対象です。

普通徴収

納付書

納付書払いの方は、4月、7月、10月、1月に3か月分ずつ納付書をお送りします。

納期限は、毎月末日(末日が土・日・祝日の場合は翌営業日)です。

口座振替

希望される場合はお申し込みが必要です。

引き落とし日は、毎月末日(末日が土・日・祝日の場合は翌営業日)です。

保険料の計算方法

(注) 国民健康保険料(または社会保険料)とは、計算方法が異なります。保険料は、おひとりずつ計算いたします(世帯合算なし)。

保険料は一人ひとりにかかります

均等割額

被保険者1人あたり
46,400円



所得割額

賦課のもととなる
所得金額※ × 9.49%
(所得割率)

年間保険料

(100円未満切捨て)
限度額66万円

※**賦課のもととなる所得金額**とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した金額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

◎後期高齢者医療保険料には、**均等割額と所得割額の軽減措置**があります。詳細は同封の後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書の裏面をご覧ください。

通知書の見方は次のページです



還付金詐欺にご注意ください

保険料還付手続きで、現金自動預け払い機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。

保険料額決定(変更)通知書の見方

※保険料額決定(変更)通知書は再交付できません。

会社の健康保険など(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方は、所得割額が当面の間かかりません。また、均等割額が軽減されます。

① 賦課のもととなる所得金額

令和4年中の総所得金額等 — 基礎控除額 で計算します。

●おもて面の「保険料の計算方法」をご覧ください。

④ 所得割額の軽減

①の金額が20万円以下の方については、所得割額が軽減されます。

⑦ 均等割額の軽減

所得の低い方は、同じ世帯の世帯主及び被保険者の所得に応じて均等割額が軽減されます。

軽減についての詳細は後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書の裏面をご覧ください。

見本

後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書

東京都後期高齢者医療広域連合長

公印

お問い合わせの際は、「被保険者番号」をお知らせください。

被保険者番号
01234567

●特別徴収(年金からの引き落とし)
特別徴収の方はこちらの年金種別から引き落としいたします。

<所得割額>		
①賦課のもととなる所得金額 600,000	②所得割率(%) 9.49	③所得割額(①×②) (12か月分) 56,940
		④所得割軽減額 (12か月分) 0
<均等割額>		
⑤均等割額(12か月分) 46,400	⑥均等割軽減割合 2割	⑦均等割軽減額(12か月分) 9,280
<年間保険料額>		
⑧算出額の合計(③+⑤) 103,340	⑨限度超過額 0	⑩年間保険料額 (⑧-⑨-④-⑦) 94,060
		⑪月数 12
		⑫月割減額 0
		⑬保険料額(円) (⑩+⑫-⑪-⑭) 94,000 <small>(100円未満切り捨て)</small>
<後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのつら、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。>		
⑭均等割額 (12か月分)	⑮均等割軽減割合	⑯均等割軽減額 (12か月分)
		⑰年間保険料額 (⑭-⑮)
		⑱月数
		⑲月割減額

後期高齢者医療保険料を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	豊島 太郎	賦課決定(変更)年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
被保険者番号	01234567	賦課年度	令和〇〇年度
決定(変更)理由	所得の変更ににより変更しました		

後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収通知書

豊島区長

公印

次のとおり、保険料をお知らせします。

被保険者氏名	豊島 太郎	送付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
被保険者番号	01234567	性別	男
		生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
徴収方法	特別徴収及び普通徴収	決定(変更)理由	所得変更による特徴賦課更正

◎特別徴収 [年金からの引き落としで保険料を納付]
※手続きは豊島区で行います。

年金保険者	厚生労働大臣
対象となる年金	老齢基礎年金

◎普通徴収 [納付書または口座振替による引き落としで保険料を納付]
※口座引き落とし日は毎月末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)です。

金融機関名	△△銀行
支店名	〇〇支店

<期別保険料額>

期別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	総合計
特別徴収	*****	/	*****	/	*****	/	15,800	/	15,600	/	15,600	/	47,000	94,000
普通徴収	7,300	7,300	7,300	8,500	8,300	8,300	*****	*****	*****	*****	*****	*****	47,000	

●お問い合わせ先 豊島区 区民部 高齢者医療年金課 電話 03-3981-1937 (直通) (平日 午前 8:30~午後 5:00) FAX 03-3980-5015

●期別保険料額

特別徴収・普通徴収で納付いただく保険料額を納付月に記載しています。

●普通徴収

(口座振替または納付書納付)
口座振替の方は、金融機関名・支店名が表示されます。

●翌年度特別徴収仮徴収額のご案内

令和6年度4、6、8月分の年金から引き落とされる保険料額です。

<年間保険料額>		
a 年間保険料総額 94,000	b 都内他自治体分保険料 (年度途中で資格を得た場合等) 0	c 豊島区分保険料額(円)(a-b) 94,000

<翌年度特別徴収仮徴収額>		
※2月期が特別徴収となっている方は、翌年度4~8月の年金支払時に、仮徴収として右記の保険料額を年金から引き落とします。		
4月	6月	8月
15,600	15,600	15,600

⑪ 東京都広域連合の保険料計算月数です。

⑬ 東京都広域連合の令和5年度保険料額です。
令和4年中の所得金額の合計に基づいて計算した保険料額です。

b 都内他自治体分保険料
年度の途中に、都内の区市町村から豊島区へ転入された場合は、転入前の区市町村の保険料額を、都内の区市町村に転出された場合は、転出後の区市町村の保険料額を示しています。

c 豊島区分保険料額
豊島区の被保険者加入期間分の保険料額です。

住民税の申告について

世帯すべての方が住民税等の申告をしていないと、保険料の軽減や一部負担金の割合などを正しく計算することができません。収入がない方や少ない方も、豊島区役所税務課で申告をお願いします。なお、豊島区に住んでいる方の住民税申告（確定申告を含む）や給与支払報告書などで、扶養親族となっている方は申告する必要はありません。

便利な口座振替をご利用ください

毎月納めに行く手間がかからず、納め忘れがなく安心です。届出印が無くても区の窓口でキャッシュカードを読み取り、暗証番号を入力することで、口座振替の申し込みができる場合があります。詳しくは後期高齢者医療グループ保険料担当までお問い合わせください。

よくあるご質問

問 最近75歳になりました。国民健康保険の時の口座振替は自動的に継続されますか？

答 制度が異なるため継続されません。お手数ですが、改めてお申し込みをお願いします。

問 最近75歳になりました。国民健康保険料も引き続き支払っています。後期高齢者医療保険料と二重に支払うのですか？

答 二重払いにはなりません。国民健康保険料は、75歳の誕生月の前月までかかります。なお、世帯内に国民健康保険に加入している方がいる場合は、他の加入世帯員とご自身の75歳の誕生月の前月分までの国民健康保険料を合算し、6月～翌年3月の10期で割り振っているため、保険料額に変更はありません。詳細は、国民健康保険課 ☎03-4566-2377（直通）にお問い合わせください。



保険料の期限内納付をお願いします

経済的な理由などにより保険料の納付が難しいときは、お早めにご相談ください。保険料を納期限までに納付しなかった場合は、督促状が送付されます。相談がないまま未納が続くと、法律に基づいて財産調査を行い、差押え等の滞納処分を行ったり、通常の被保険者証より有効期間が短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。

長寿健診を受けましょう（実施時期：8月1日～11月30日 ※予備期間：12月1日～翌年1月31日）

後期高齢者医療の被保険者の方は1年に1回、無料で健診を受けることができます。対象の方には例年7月末頃に受診券を送付しています。

健診の問い合わせ先 地域保健課 電話 03-3987-4660（直通）

【問い合わせ先】

豊島区 区民部 高齢者医療年金課 本庁舎3階 10番窓口 ※平日 午前8:30～午後5:00

SDGs 未来都市としま



後期高齢者医療グループ

整理収納グループ

資格担当 電話 03-3981-1332（直通）

保険料担当 電話 03-3981-1937（直通）

納付相談 電話 03-3981-1459（直通）

FAX 03-3980-5015